

南極における観光及び非政府活動を企画し実行する者のための手引き

南極は地球上でもっとも広大な原生地域であり、大規模な人間活動の影響を受けていない。そのため、この特異な原生的な環境には特別な保護が与えられている。さらに、南極の環境は、遠く離れた場所にあり、住みにくく、予測しにくく、常に危険である。従って、南極におけるすべての活動は、環境保護及び安全確保に留意して企画され、実施されなければならない。

南極における活動は、千九百五十九年の南極条約及び関連する法的文書に服する。それらは全体として南極条約体制と称されており、南極アザラシ保存条約（千九百七十二年）、南極海洋生物資源保存条約（千九百八十年）並びに南極条約のもとに南極条約協議国会議によって採択された勧告及びその他の措置が含まれる。

千九百九十一年に南極条約協議国会議は、南極条約に対する環境保護議定書を採択した。その議定書は、南極の環境並びにそれに依存又は関連する生態系の包括的な保護のための環境に関する原則、手続き及び義務を定めている。南極条約協議国は、その議定書が発効するまでの間、可能な限りまたそれぞれの国の法制度に従って、議定書の規定が定められているとおりに適用されるべきであることに合意した。

環境保護議定書は、南極を平和及び科学に貢献する自然保護区域として指定しており、南極条約地域における政府活動及び非政府活動の両方に適用される。その議定書は、観光を含む人間活動が南極の環境又はその科学的及び美的な価値に悪影響を与えないよう確保することを目的としている。

環境保護議定書は、すべての活動が、南極の環境及びこれに依存又は関連する生態系に対して並びに科学調査を実施する上での南極の価値に対して及ぼすおそれのある影響についての判断を可能とするに十分な情報に基づいて計画され、実施されるべきことを原則の一つとして定めている。企画者は、環境保護議定書が「南極の環境及びこれに依存又は関連する生態系に対して影響を及ぼすか又はそのおそれがある場合は、活動を修正し、停止し、又は取り止める」よう求めていることを認識すべきである。

観光及び非政府活動の企画及び実施に責任を有する者は、南極条約体制を実施するための国内法令並びに南極条約地域における環境保護、汚染及び安全に関する国際合意を実施するための国内法令を完全に遵守しなければならない。その者は、また、国内法においてはまだ実施されていないとしても、環境保護議定書及びその附属書のもとで企画者及び運営者に課されている要件に従うべきである。

企画運営者の主な義務

- (1) 関係する締約国の権限ある当局に対して、その活動に関する事前通告及び報告を行うこと。
- (2) 計画している活動が環境に及ぼす可能性のある影響の評価を行うこと。

- (3) 環境上の緊急事態、特に海洋汚染に対する効果的な対応を準備すること。
- (4) 自己充足及び安全運営を確保すること。
- (5) 保護地域に関する規制を含めて科学調査及び南極の環境に関する規則を遵守すること、また、動植物相を保護すること。
- (6) 禁止されている廃棄物の処分や放出をしないこと。

企画運営者が従うべき手続き

(A) 南極への旅行の計画時

企画運営者は以下のことを行わなければならない。

- (1) 適切な締約国の権限ある当局に対して、当該締約国が南極条約第七条(5)項のもとの情報交換義務を果たすために必要とされる十分な時間的余裕をもって、計画されている活動の詳細を通知すること。提供されるべき情報は、付表 A に挙げられている。
- (2) 環境保護議定書の附属書 I に効力を与えるために国内法において設定された手続きに従って環境影響評価を行うこと。それには、適切な場合は、生じる可能性のある影響をどのようにして監視するかも含む。
- (3) 訪問しようとする基地について責任を有する国の当局から時宜にかなった許可を得ること。
- (4) 議定書の第十五条に基づく緊急計画、議定書の附属書 III に基づく廃棄物管理計画、及び議定書の附属書 IV に基づく海洋汚染のための緊急計画を準備する際に必要となる情報を提供すること。
- (5) 旅行隊のリーダー及び参加者が、特別保護地域及び特別科学関心区域（また、議定書が効力を有した場合は、南極特別保護地域及び南極特別管理地域）並びに歴史的な区域及び記念物の位置及びそこに適用される特別な制度、特に、関連する管理計画を認識するよう徹底すること。
- (6) そのような地域又は南極海洋生物資源保存条約のもとで指定された調査区域（CEMP 区域）へ立ち入る理由がある場合で、国内法が定めているときは、適切な締約国の権限ある当局から許可を受けること。
- (7) 活動が完全に自己充足的であることを確保すること、また、支援のための事前の合意がない限り締約国に援助を求めないこと。
- (8) 十分な数のガイドを含めて、経験を有し訓練を積んだ人員を雇うことを確保すること。
- (9) 南極での活動に適切な設備、車両、船舶及び航空機を利用するよう手はずを整えること。
- (10) 通信、航行及び飛行に適用される規制及び緊急手続きのすべてに精通していること。
- (11) 入手しうる最善の地図と海図を取得すること、また、多くの地域がまだ完全に又は正確には調査されていないことを認識すること。

(12) 保険への対応を検討すること。国内法による定めがある場合は、その条件に従うこと。

(13) すべての人員及び訪問者が南極条約体制の関連規定を認識するよう徹底するために、情報提供及び教育のための研修を計画し、実施すること。

(14) 「南極への訪問者のための手引き」の写しを訪問者に提供すること。

(B) 南極条約地域内において

企画運営者は、以下のことを行う。

(1) 南極条約体制のすべての要件及び関連する国内法を遵守すること、また、訪問者が自分たちに関わる要件を認識するよう徹底すること。

(2) 到着の二十四時間から七十二時間前に基地訪問の取り決めに再確認すること、また、訪問者がその基地によって定められているすべての条件及び規則を認識するよう徹底すること。

(3) 訪問者が、南極の状況に対応できる経験を有し訓練を積んでおり、南極条約体制の要件に関する知識を有する十分な数のガイドによって指導されるよう徹底すること。

(4) 自分たちの活動による環境への影響を監視すること、また、必要な場合は、活動から生じる悪影響又は蓄積的な影響であって、事前に行った環境影響評価では予測できなかったものについて、適切な締約国の権限ある当局に通報すること。

(5) 船舶、ヨット、小型船、航空機、ホバークラフト及びその他のすべての交通手段を安全に、また、南極飛行情報手引き（AFIM）に定められている手続きを含めて適切な手続きに従って運航すること。

(6) 環境保護議定書の附属書Vに従って廃棄物を処理すること。議定書の各附属書は、特に、プラスチック、油及び有害物質を南極条約地域で排出することを禁止し、汚水及び食品廃棄物の排出を規制し、また、大部分の廃棄物を同地域から持ち帰るよう求めている。

(7) 南極条約の第七条のもとで基地、船舶、航空機及び設備に対する査察のために南極条約協議国によって指名された監視員及び環境保護議定書第十四条のもとで指名された監視員に十分な協力をする。

(8) 議定書の第三条(2)項(d)に従って行われるモニタリング計画に協力すること。

(9) 実行された自分達の活動の詳細かつ完全な記録を維持すること。

(C) 活動の終了後

活動の終了後三カ月以内に、企画運営者は、国内法及び手続きに従って適切な国の当局に対して活動の実行に関して報告すること。報告には以下を含むべきである。

・使用された個々の船舶又は航空機の登録の名称、詳細と状況、並びに船長若しくは機長又は指揮官の氏名。

・実際の旅行日程、活動に関わった訪問者の人数。

・上陸又は着陸の場所、日時及び目的、並びにそれぞれの場合に上陸又は着陸した訪問者の人数。

・「世界気象機関船舶観測任意計画」の一貫として行われた場合を含めて、実行されたすべての気象観測。

- ・訪問が実行される前に予測されていた活動及びその影響に関する重要な変更。及び
- ・緊急の場合にとられた行動。

(D) 南極条約体制の文書と情報

ほとんどの南極条約協議国は、その担当部局を通じて、以下を含む南極条約体制の関連規定並びに国内法及び手続きに関する情報を提供することが可能である。

- ・南極条約（千九百五十九年）
- ・南極アザラシ保存条約（千九百七十二年）
- ・南極海洋生物資源保存条約（千九百八十年）
- ・南極条約環境保護議定書（千九百九十一年）
- ・南極条約のもとで採択された勧告及びその他の措置
- ・南極条約協議国会議の最終報告書
- ・南極条約体制ハンドブック（千九百九十四年）
- ・南極条約体制ハンドブック（スペイン語版、千九百九十一年）

付表 A 事前通告において提供されるべき情報

企画者は決められた様式に従って以下の情報を関係する国の当局に提供すべきである。

- 1 企画者の氏名、国籍、及び連絡先の詳細
- 2 必要な場合は、使用予定のすべての船舶又は航空機の登録名称、登録国、及び型名（それには、船長若しくは機長又は指揮官の氏名、コールサイン、無線周波数、国際海事衛星番号を含む）
- 3 出発の日にか及び南極条約地域において訪問する予定の場所を含む、予定の日程
- 4 行われる予定の活動及び目的
- 5 乗員及び同行ガイド並びに旅行スタッフの人数と資格
- 6 輸送される予定の訪問者の人数の見積もり
- 7 船舶の輸送容量
- 8 予定されている船舶の用途
- 9 予定されている航空機の用途及び型
- 10 南極条約地域において使用される予定のその他の船舶（小型船を含む）の数と型
- 11 かけられている保険に関する情報
- 12 安全確保のための設備を含め、使用される予定の設備の詳細及び自己充足の確保のための手筈
- 13 国内法によって求められているその他の事柄